

マルクス主義法学

平野義太郎 著

大月書店

ひらの よし た ろう
平 野 義 太 郎

1897年3月5日生

1921年 東京大学法学部卒

現 在 法学博士 フンボルト大学名誉法学博士

日本平和委員会会長

国際民主法律家協会副会長

主要著書 『日本資本主義社会の機構』 岩波書店 1934年

『法の変革の理論』 法律文化社 1962年

『レーニン 国家・法律と革命』 大月書店 1967年

『ブルジョア民主主義革命』 法政大学出版局 1968年

『レーニン 戦争と平和、帝国主義』 大月書店 1970年

『マルクス・エンゲルス 国家と法』 大月書店 1970年

『新版増補 民法におけるローマ思想とゲルマン思想』
有斐閣 1970年

『日本資本主義社会と法律』 法政大学出版局 1971年

『国家——その現実と変革』 法律文化社 1973年

『国家の機構と民主的変革』 新日本出版社 1974年

現 住 所 東京都港区芝白金三光町4-7-3

マルクス主義法学

1974年11月27日第1刷発行

定価は函に表示
してあります

著 者 © 平 野 義 太 郎

発 行 者 小 林 直 衛

印 刷 所 榊 太 平 印 刷 社

製 本 所 榊 関 山 製 本 社

発 行 所 株 式 大 月 書 店
会 社

東京都文京区本郷2-11-9

電 話 (営業) (813) 4651

(編集) (814) 2931

振 替 東 京 1 6 3 8 7

落丁・乱丁本はお取替いたします

序 文

一

現在、日本のマルクス主義国家Ⅱ法学は、二つの課題に直面している。

一方では、世界資本主義体制の全般的危機のいつその深化にともない、国家独占資本主義の強化が、法律反動——憲法の改悪、天皇制の復活、小選挙区制・政党法の制定、刑法の改悪等々——を、もくろむにたいして断固反対し、自民党政府が最高裁の人事を、安保体制、国独資支持型におおかたかためた司法反動にたいして断固たたかうこと。

しかし他方では、天井知らずのインフレ悪化や公害などにたいする市民・労働者のたたかいに見られるように、生命とくらしと、労働者・市民の権利をまもるたたかいが、鬱然としてひろがる民主的法意識を基礎にして、腐敗し権力を濫用する独占資本擁護の政府を交替させ、民主連合政府を樹立し、人民の民主的権力を獲得する過程での法の新しい創造と発展。

そこでこのような二つの課題を、われわれに課している情勢は、また全世界的な、グローバルな、社会・経済的諸条件として、国家・法・政治の科学がまた深く考えなくてはならぬところのものである。

世界じゅう、どここの資本主義国でも、帝国主義支配の破綻、国家独占資本主義の腐敗がひき起こしてくる危機のために、国民の経済生活それ自身を危機にさらしてきている。大きくみれば、今や、世界資本主義体制の全般的危機が進行している。こうした資本主義世界体制の全般的危機のいつその深化は、資本

主義的生産關係の権力的總括である国家や政府や法の作用やその性格にも危機をもたらし、反革命的独裁と民主主義の否定を強行しようとする政治反動とが陰謀されてくる。

しかし、このような支配体制の危機にたいして、全国民の絶対多数そして新旧植民地の被抑圧民族は、まず生命とくらしと権利を守るたかいかから、広範な民主的法意識の昂揚を背景にして、さらに民族の完全独立やその人民の働く国家の機構や政府の変革を要求して立ち上がり、どんどんと前進している。

この内外の情勢の新しい局面の本質は、つぎの点に帰する。

「帝国主義は民主主義の否定である。一般に資本主義、とくに帝国主義は、民主主義を幻想に変える。だが、同時に資本主義は大衆のなかに、民主主義的志向を生みだし、民主的制度をつくりだし、民主主義を否定する帝国主義と民主主義をめざす大衆との敵対を激化させる」(レーニン、平野『国家——その現実と変革』七二ページ、法律文化社)。

さらにその上に、資本主義の全般的危機は、資本主義法が自らがつくったそのブルジョア合法性性を自らがまた破棄する法の危機、破綻、弱点を自ら露呈させるものであるから、民主主義法学はこの法の危機・破綻・弱点を鋭く衝いて、人民民主的な法の創造を促進するかぎり、かならずブルジョア法、その法学に優位することができる。

そこで、資本主義の世界体制がゆすぶり動かされ、全般的危機があらゆる分野でますます深化すると同時に、それに応じて国家や政府の変革を求める人民大衆の権利要求がつよまるとき、マルクス主義による国家および法の基本研究が新たに決定的に重要となり、その再研究がいよいよ緊急事だと痛感されるにいたっている。

しかもこの国家および法のマルクス主義研究によってのみ、被支配＝支配の階級闘争と国家および政府

との関係、その矛盾の激化と闘争の前進、とりわけ、政治が経済の集中的表現であり、その政治闘争もけつきよくは、階級闘争なのであり、反動政府を変えて新しい民主連合政府を樹立し、そして民主・統一した平和勢力が新しい国家権力を奪取する革命の問題であることが理解できる。

これに反し、これまで国家権力に屈従してきたブルジョアの法学は、国家や法を永遠に変わらないかのように信じこむドグマや、国家や法をわざと社会経済から引きはなしてしまい、しかも資本主義の勃興期にみずから建てたブルジョア民主主義の合法則性をみずから放棄して露骨な権力＝権威主義をふりかざすにいたったから、資本主義の全般的危機から生じてきた国家・政府・法の変革を問題にする科学性を失い、法学じたいも破綻と危機に陥ってきた。

そこで法学のこの危機を克服できるものは、マルクス主義法学をはじめ、国家独占資本主義の権力主義とたたかう民主主義法学だけである。

二

政治的上部構造としての国家・政府・生産関係の権力的総括としての国家と法的上部構造としての法律は、社会の経済的基礎から発生し、それによって決定され、また反作用する。

そうとすれば、国家権力の性質をきめ、法の強制力の本質を決定する社会の経済的基礎、その発展と転化、体制危機をまず、探究してかからねばならない。

ところが、多くの人びとは社会経済と政治・政府・法律・国家とが、どのように密着しているか理解していない。

資本主義制度の経済的發展の研究は『資本論』の骨組みにすぎない。

重要な点は、マルクスが、この骨組みだけでは満足しなかったこと、かれがふつうの意味における「経済理論」だけにとどまらなかったこと、かれが社会構成体の構造と発展とをもつぱら生産関係によって説明しながらも、それにもかかわらず、この生産関係に照応する上部構造をつねに、いたるところで追及し、この骨組みを肉と血でつつんだことにある。

マルクス主義国家・法の学説發展上にしめる『資本論』の大きな意義は、なによりもまず、政治的上部構造としての国家や法と、社会の経済的基礎とのあいだの相互の関連、反作用を明らかにしたことにある（平野編『レーニン 国家・法律と革命』一ページ、大月書店）。

そこで、さらに現代のように、資本主義社会の危機と、新しい社会への転形期の時代においては、経済闘争、法律闘争と政治闘争とがかならず結びつきあい、重畳してたがいに相互作用と反作用をもたらしものになってきているのであり、さらに政治は全人民の事業になってきたのであるから、国家・法と社会経済とを引きはなすことはできず、また引きはなしては現実にあわないからブルジョア諸科学は、そのために破産せざるをえなくなってきたのである。

このような転形期のマルクス主義法学は、他のマルクス主義諸科学とともに、現代が要求するあらゆる新しい課題についても解答をあたえねばならず、イデオロギー論争をも重視せねばならない。そして、法社会学も民主主義法学も、一步をすすめてマルクス主義の措定する諸命題を研究せねばならない。だが、それをするためには、とくに現代の課題に答えるためには、また遡ってマルクス学説の原典そのものについても研究をふかめねばならない。

本書は、こうした研究の一部である。

そこで本書第一篇は、「マルクス主義国家・法理論の形成と発展」の基本問題、その第一章「唯物史観の形成と、国家と法」で「青年マルクス研究の必要と視座」(二五ページ)、「民主法曹としてのマルクス」(二一ページ)、しかも、「国家・法への批判」は、マルクスの出発点であつたし、また「国家の変革はマルクスの完結点」でもあつた(二六ページ)。第二章「経済学とマルクス『唯物史観』」の学説史的系譜を、第三章「生産力・生産関係と法・国家の関係」を論究した。

第二篇「資本主義社会の国家と法」第一章で「経済と法」、なかでも「国家独占資本主義によるブルジョア法の合法則性のじゅうりん」(二二二ページ)、つづいて第二章で、現代の世界資本主義の全般的危機の段階における「法の支配」の正体を明るみにだした(一五六ページ)。

第三篇第一章「戦前日本の官僚法学」は、日本の天皇制国家機構を法的に反映する欽定憲法によって組織だてられた官僚制という絶大な国家機関の法学・法思想を批判したものである。自民党の憲法調査会が天皇元首制を提案しているとき、この問題はけつして歴史の問題だけではない。これら天皇制官僚の反動的法学と対決しつつ発達したのが戦前のマルキシズム法学であり(第二章、時代・時代の各段階ごと)におしかぶさってくる抑圧諸法規(治安維持法)や諸学説と論争しながら、たたかいながら発達してきた歴史的系譜を明らかにした。

マルキシズム法学は、ひとり国内法において、支配的な旧法体系を変革する任務をもっていただけでなく、国際法についての変革の理論を提示し実現してきた。これを第四篇で論じる。たとえば、レーニン「平和の布告」(一九一七年)は、平和条約における「非併合・無賠償の原則」を樹立し、それが第二次世界

戦争終結のさいのポツダム宣言にうけつがれ、おなじくロシア社会主義革命から淵源する「民族の自決権」は、国連憲章第一条2に採択され、やがて国連総会で「植民地独立付与にかんする宣言」(一九六〇年)や「国際人権規約」中の「民族自決権」「経済的・社会的・文化的な諸権利」(一九六六年)が決議されるにいたった。

だが、ベトナム法曹が提示しパリ協定(一九七三年)で規定された「民族の基本権」はまだひろく根本的には理解されていないから、本書第四篇第三章が、正文化されたこのパリ協定に即して改めて、論じた。第一章「現代の平和・中立」もドイツ民主共和国はじめ社会主義諸国ではこの私の学説が承認されるにいたっている。

本書の編集や校正については大月書店編集部への協力にあずかった。記して感謝したい。

一九七四年秋十一月

著 者

目 次

序 文

..... I

第一篇 マルクス主義国家・法理論の形成と発展

第一章 唯物史観の形成と、国家と法 二

第一節 マルクスによる新世界観の形成と国家・法 二

一 生誕の地、トリエル市 二

二 ベルリン大学法学部における青年学徒マルクス 三

三 学位論文「デモクリトスとエピクロスの自然哲学の差異」 四

四 法学方法論で、カント、ザヴィニーの観念論、二元主義を 四

つく 四

五 法学における観念論、カントにおける二元論——実在そのも 六

のと、かくあらねばならぬ当為との対立指定は、真実の認識 六

六	大学法律学のまちがい		七
七	哲学者としてのマルクス		八

第二節 マルクスの思想的発展

——『ライン新聞』時代の青年マルクス——		九
一 『ライン新聞』編集者としてのマルクス		九
二 民主法曹としてのマルクス、その法律闘争		二一
三 『ライン新聞』時代の活動の成果——国家・法と経済との関係および経済学への志向		二三
四 国家・法と社会生活の物質的諸条件との矛盾・関連		二四
五 そのころのエンゲルス		二四

第三節 マルクスによる新世界観の樹立へ

——『独仏年誌』におけるマルクス思想の形成——		二五
一 人間疎外から人間的解放のために国家・法律を変革する		二五
二 根の元からの普遍的人間解放		二八
三 疎外された人間の全面的解放		二九
四 人間の全面的解放と「人間疎外論」——『経済学・哲学手稿』をめぐって		三二

五	「若いマルクス」研究の必要と視座		三五
第四節	人間の回復のための当面のたたかい		三六

——『独仏年誌』からの手紙——		三六
-----------------	-------	----

一 民主共和国家へ	二六
二 ドイツ国家至上主義の元祖、ヘーゲルの国法論を批判する	二七
第五節 イデオロギーの眞の基礎	
—— 史的・弁証法的唯物論の確立 ——	二九
一 マルクスとエンゲルスの協力——『ドイツ・イデオロギー』	二九
二 国家の成立——幻想的共同性として社会から独立するにいたる形態	三〇
三 階級支配の国家	三〇
四 国家内部の国家権力をめぐる政治闘争は、階級闘争の具現	三一
五 国家権力の獲得	三一
六 フォイエールバッツハにかんするテーゼ	三二
七 社会経済構造、生産関係と生産力との矛盾、法および国家の 変革の必然性	三三
第二章 経済学とマルクス「唯物史観」	三四
第一節 国家・法の歴史的発展の法則	三四
一 国家制度・法觀念の基底に根ざす物質的な生活関係	三四
二 唯物史観にもとづく政治・経済学の成立	三六
三 国家・法の生成・発展・変革にかんする歴史発展の法則	四〇
第二節 先行せる古典経済学・社会学から唯物史観への発展	四一

一	古典経済学の科学上の功績	四二
二	古典経済学における唯物史観経済学の萌芽	四三
三	社会学的思惟の先駆、ヴィコからマルクスへ	四七
四	モンテスキュー	四九
第三節	ブルジョア経済学の欠陥と弊害、その法原理への影響	五三
一	資本制生産様式を永遠の自然形態とみた誤り	五三
二	資本の経済学・法律学	五四
三	個人主義・利己主義・自由主義	五五
四	国家の役割	五五
五	私有財産権の安固が、法の目的	五五
六	労働力の売買にあらわれる自由・平等・所有の楽園	五七
第四節	私有財産・法律にたいする法律家、アンリ・ランゲの論難	五八
第三章	社会経済構成の上部構造としての法・国家	
	マルクスの理論——生産力・生産関係と「法」	
	「国家」との関係について	六一
序		六一
第一節	生産諸力・社会的生産関係と法・国家の関係の緒論	六三

一	人類の歴史的発展の原動力としての生産諸力	三
二	生産諸力の発展により、旧社会したがって旧国家形態、旧法律体系は、新社会のそれに変更される基本関係	五
三	新しい生産諸力の獲得とともに、旧生産関係を擁護する旧国家・旧法律体系を、変革する大衆的な政治革命	六
四	生産関係の変化につれて、国家形態・法律体系も必然的に変化しなければならない	七
第二節	労働の社会的生産諸力・生産様式・社会経済構成	
	——とくに資本の生産力による労働者階級の従属——	九
一	社会的労働——人間と自然とのあいだの「物質代謝」 (Stoffwechsel mit der Natur)	九
二	生産様式・社会経済構成	一七
三	生産力と、人間の社会生活におけるその機能	一七
第三節	社会的生産諸関係	一七
一	社会的生産関係	一七
二	生産条件の所有者の階級支配の従属	一七
第四節	生産関係（所有および階級支配の関係）の法的表現としての国家および法律	一七
一	生産関係における所有関係の総体が、意志関係としての法的	一七

表現になり、国家・法律として万人を規制する法となる……………六

二 私的所有・国家および法……………六

第五節 生産力・生産関係と法・国家との関係についての諸

法則、国家の執行権力……………六

一 生産関係を土台とする国家・法の社会構造とその変革の法則……………六

二 国家・法の反作用、経済的運動との交互作用……………六

三 国家権力の機能と執行権力……………六

第二篇 資本主義社会の国家と法

第一章 経済と法……………六

第一節 経済と法律との関連にかんする問題提起……………六

第二節 社会的な生産関係をその根底とし、その生産編制の

強制規律である法律的規範……………七

一 社会的な生産関係と社会規範……………七

二 階級的な生産関係と法律……………六

第三節 生産手段の独占所有関係が全社会構造の性格と法律

の階級性を決定する……………七

第四節 上部構造の反作用（法が土台を強化する機能）……………七

第五節 社会の経済構造と法律制度

——とくにカール・レンナー、マックス・ウェーバー

への批判——……………101

一 それぞれの社会経済構成に照応する法律制度……………103

二 法律形態の変革の合法則性……………105

三 ローマ私法が資本主義的生産関係の法律となつた関係をいかに説明するか……………105

四 社会主義社会ではブルジョア民法は終りをつける……………110

第六節 ブルジョア法の発展・転化の過程における特質

——資本主義発達各段階を反映する法の定義……………113

一 ブルジョア民主主義の革命期における法の定義……………113

二 資本主義の確立期における法の定義……………113

三 独占資本主義への傾斜期における法の定義……………114

第七節 国家独占資本主義による法律的合則性の破壊……………115

一 国家独占資本主義における国家・法の経済干渉……………115

二 国家独占資本主義によるブルジョア法の合法則性の蹂躪……………116

第八節 法を創造する大衆の法の意識的活動

——勤労者階級の生存権の権利主張と革命の権利……………116

一 現代における法律闘争の意義は、ますます重要になつてきた……………116

二 生存權（生きる權利）	二四
三 革命の權利	二五

第二章 法の支配	二三
----------	----

序	二三
---	----

第一節 法の支配の古典的形態	二三
----------------	----

一 國家權力の恣意的支配の排除、基本的人權の擁護	二三
--------------------------	----

二 アメリカ合衆國における原本的な「法の支配」	二六
-------------------------	----

三 フランスにおける行政裁判所——適法性の原則	二六
-------------------------	----

四 ドイツ・日本の「法治國」の変態	二四
-------------------	----

第二節 市民社會における法の法律的合則性	二四
----------------------	----

第三節 ブルジョア法の合則性の限界	二四
-------------------	----

第四節 ブルジョアの「法の支配」の本体——法律的合則性の排除	二五
--------------------------------	----

第五節 世界資本主義の全般的危機の段階における國際的な「法の支配」	二五
-----------------------------------	----

一 現代の「法の支配」とは、何か	二五
------------------	----

二 「法による世界平和」法律家會議の計画	二九
----------------------	----

三 日本における「法の支配」	三三
----------------	----